

東郷町清掃活動ボランティア支援制度 「クリーンサポート東郷」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、町内の居住環境に対する町民意識の高揚を図るとともに、町民と町が協働して健康で快適なまちづくりを推進するために、道路・河川・公園等（以下「公共施設」という。）の美化及び清掃について、町民のボランティア活動を支援する制度「クリーンサポート東郷」の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「ボランティア団体」とは、公共施設内の清掃活動を継続的に無償で行う個人及び団体が町長が認めるものをいう。

(支援の内容)

第3条 町長は、ボランティア団体が行う活動に対し次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域清掃用ゴミ袋の提供
- (2) 地域清掃用腕章の貸出
- (3) 地域清掃用トングの貸出

(活動の認定)

第4条 ボランティア団体として認定を受けようとする個人及び団体は、町長に活動願（様式第1）を提出し承認を得なければならない。

2 ボランティア団体の認定を辞退する場合は、町長に活動辞退届（様式第2）を提出しなければならない。

(通知)

第5条 町長は、活動願の内容を適当と認めるときは、承認した旨を通知するものとする。

(庶務)

第6条 この要領に関する庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。